

第1回土佐清水市有償運送運営協議会 総会 会議録（要約）

日 時：平成25年3月21日（木） 13時50分～14時30分

場 所：土佐清水市消防本部4階 大会議室

出席者：【委員】土佐清水市長 杉村章生、足摺交通ハイヤー代表取締役社長 田村和守、竜串見残観光ハイヤー代表取締役 西村公一、高知西南交通㈱代表取締役社長 代理 今津智視、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所長 代理 浜口依夫、土佐清水市まちづくり対策課長 木下司、中村警察署長 代理 朝比奈正敏、清水警察庁舎長、土佐清水市連合区長会長 甲藤眞、国土交通省四国運輸局首席運輸企画専門官 代理 上戸康弘、高知県中山間地域対策課課長 代理 土居千尋、土佐清水市観光協会会長 代理 土居京一、土佐清水商工会議所会頭代理 藪清春、土佐清水市企画財政課長 山田順行、土佐清水市学校教育課長 黒原一寿、高知県地域づくり支援課地域支援企画員 岡和生（委員15名）

事務局：企画財政課長補佐 岡田敦浩、企画財政課長補佐 早川聡、政策企画係主幹 稲田誠

会議次第：議題

- (1) 土佐清水市有償運送運営協議会会長の選任と幹事会の設置について
- (2) 過疎地有償運送の概要と土佐清水市有償運送運営協議会について
- (3) 土佐清水市過疎地有償運送（案）について
- (4) その他

会議概要（要約）

議 題

(1) 土佐清水市有償運送運営協議会会長の選任と幹事会の設置について

要綱第5条第1項の規定では、会長は委員の互選によるということになっており、今回が初会となりますので会長の選任と、4ページの要綱第6条では「幹事会の設置」について規定されており、公共交通協議会においても幹事会を設置していることから、7ページ、8ページのとおり幹事会を設置したいと考えております。構成メンバーは公共交通協議会幹事会と同じとしております。なお、会長の事務局（案）としましては、公共交通協議会と同じく「杉村市長」にお願いしたいと考えております。以上、よろしく申し上げます。

（議長）

今事務局より、会長の（案）と幹事会の設置について提案がありましたが、意見・質問はありませんか。

（な し）

他に意見が無いようでしたら、事務局の提案内容についてご承認いただけますか。

（承 認）

(2) 過疎地有償運送の概要と土佐清水市有償運送運営協議会について

道路運送法では、自家用車を使用した有償運送は認められていませんが、過疎地域や交通空白地域などにおいて、バスやタクシーなどの移動サービスが十分でないと認められる場合に、NPO 法人等による自家用車を使用した有償運送が認められています。

この場合、国土交通大臣の登録が必要であり、法令で定められた要件を満たす必要があります。その登録要件の一つとして「有償運送運営協議会の合意」が必要であり、3月1日付けにて運営協議会を設置いたしました。

任期は2年としておりますが、来年の3月31日に公共交通協議会委員が2年の任期を迎えますので、次の任期を同じくするため、附則により、今回委嘱させていただきました委員の任期を来年の3月31日までさせて頂いております。

(議長)

過疎地有償運送の概要と土佐清水市有償運送運営協議会について意見・質問はありませんか。

(なし)

(3) 土佐清水市過疎地有償運送(案)について

それでは、過疎地有償運送の必要性、運送の区域、利用者から収受する対価、利用者の範囲、その他必要と認められる措置につきましてご説明させていただきます。

本市全域が過疎地域の指定を受けており、2月末現在で人口15,856人、うち過疎地有償運送を実施予定の7地区(家路川・大川内・藤ノ川・鳥淵・松山・横峯、横道)の人口は108人です。公共交通機関は、路線バスがメインであり、交通空白地域ではタクシー割引助成の活用のほかは、本人・家族・知人に頼り移動手段を確保しているのが現状です。

医療機関は、ほぼ市街地に集中しており、高齢などにより自動車の運転が困難な方にはバス停まで距離があり、交通手段の確保は十分なものとはいえません。

今後においても、高齢による運転免許の返納等が想定されるなど、通院や買物などに行く移動手段が十分とは言えず、日常生活に支障をきたしているのが現状であり、地域住民の生活を守るための方策として、交通空白地域である7地区において交通手段の確保のため、過疎地有償運送は、必要なものと考えています。

続きまして、運送の区域、利用者から収受する対価、利用者の範囲について、ご説明いたします。運行の区域は、7地区を5区域に分け、各地区から各市民センター、プラザパルまでとしています。利用者から収受する対価、運行料金は、1回あたり300円としています。ただし、デマンド交通と同様に、割引・無料制度を設けます。

利用者の範囲は、各地区の住民及びその親族など、運営規程(案)第2条の(1)から(3)までとしています。

その他必要と認められる措置として、運転者要件、損害賠償措置、運行管理や整備管理体制、事故時の連絡や苦情処理体制などがあり、19ページ～40ページに関連する資料を載せております。最後に、運行につきましては、各地区とも祝日・年始の3日間を除く週2日間の運行を行うことにより、本市の交通空白地域のすべてを解消するということとなります。

(議長)

土佐清水市過疎地有償運送(案)について提案がありましたが、意見・質問はありませんか。

(なし)

意見が無いようでしたら、土佐清水市過疎地有償運送(案)についてご承認いただけますか。

(承認)

(議長)

その他でなにありますか。

(なし)

以上でこの会を閉会します。ありがとうございました。

～ 14:30 閉会 ～